

(一社) 沖縄県建築士事務所協会へのご入会案内

(一社) 沖縄県建築士事務所協会は、建築士事務所の建築設計監理業務の進歩改善とその健全な発展を図り、建築文化の向上に貢献することを目的に、昭和30年7月に創立されました。

平成21年1月には法定団体として、新たに知事認可を受け、建築士事務所の適正な運営と健全な発展と建築主の利益の保護を図ることを目的に再スタート致しました。

本会は、消費者保護の観点から苦情解決業務を行い、団体による自律的監督体制の確立を目指しており、本会の会員になることは、消費者からの見える信頼を得るためのスタートラインに立つこととなります。

本会の事業活動としては、主に事務所の仕事をPRする「住宅設計展」、県民サービスの「建築相談」、「苦情相談」や法定講習である「建築士定期講習」、知事指定の「開設者研修」など専門家集団としての役割や研鑽に努める活動を積極的に押し進めています。

さらに、会員は、「各委員会活動」や「例会」、「イベント交流会」を通しての会員同士の意見交換会や交流、機関誌「日事連」・「ひんぷん」や「會報」、ホームページなどによるタイムリーな有益情報等の入手など、非会員が得られないメリットが得られます。

◎(一社) 沖縄県建築士事務所協会の概況

- ・創 立 昭和30年7月17日
- ・会 員 数 正会員＝190事務所、賛助会員＝119社（平成26年3月31日現在）
- ・会員の種別 正会員＝知事に登録した建築士事務所の代表者（会員資格選考規程あり）
賛助会員＝建築士事務所の事業を賛助する個人又は法人
- ・委員会活動 総務、事業、業務、広報、技術、住宅、指導の各委員会のほか、必要に応じて特別委員会、専門委員会を設置します。
- ・事業内容 イ. 建築設計監理業務の向上発展に関する調査及びその促進
ロ. 建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務
ハ. 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
ニ. 建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所
所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
ホ. 沖縄県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
ヘ. 登録講習期間からの受託業務
ト. 官公庁等からの受託業務
チ. 講演会、座談会（懇親会）
リ. 前各号に関する印刷物等頒布

- ヌ. 会員の物品協同購入あっせん
- フ. 会員相互の親睦及び福利厚生に関する事業
- ワ. 労働保険事務組合に関する事業
- カ. その他この会の目的を達成するために必要な事業

・上部団体 (一社) 日本建築士事務所協会連合会

- ・会員特典
 - イ. 日事連機関紙「日事連」、本会機関紙「ひんぷん」、FAXニュース「會報」等で随時各情報の入手
 - ロ. **建築士事務所更新登録時期等の事前連絡**
 - ハ. 建築士事務所の業務に必要な書類などの割引販売
 - ニ. 建築士事務所賠償保険等への加入資格
 - ホ. 労働保険の代行
 - ヘ. **講習、研修会などの受講料割引**
 - ト. 建築行政等への意見の具申、陳情、要請
 - チ. 日事連建築賞への応募、本会主催の住宅設計展への出展
 - リ. 機関紙等への意見発表や作品紹介
 - ヌ. 親睦行事等（チャリティゴルフ大会、野球大会）への参加
 - フ. 設計者推薦依頼に対する地区会員紹介

◎入会資格・会費等

- ・会員の資格 : 社団法人 沖縄県建築士事務所協会 会員資格選考規程による。
: 本会定款第6条に基づき、正会員は沖縄県知事又は沖縄県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の**登録を受けた建築士事務所の開設者**とする。
: 賛助会員は、この会を賛助する個人又は法人で理事会の推薦を受けたものとする。
- ・入会金 30,000円
- ・会費 均等会費 年額 48,000円、按分会費（職員数により 5,400円～180,000円）
- ・賛助会員 入会金は不要、会費 年額 50,000円
- ・手続き 所定の申込書に記入して事務局へ提出して下さい。理事会での審査を経て、ご通知致します。

平成26年4月1日
一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会
〒901-2101 浦添市西原1-4-26
T e l 098-879-1311
F a x 098-870-1611